

下記業務について、プロポーザル方式により受託候補者を決定するので、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 横山俊夫

記

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
令和4年度静岡文化芸術大学公式映像制作業務委託
 - (2) 業務内容
仕様書記載のとおり
- 2 契約限度額 7,000千円以内（消費税込）
- 3 制作期間 契約日から令和5年10月31日（火）まで
- 4 提案競技の参加資格
 - (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学契約事務取扱規程第2条及び第3条の規程に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。
 - (3) 企画提案書提出の日から契約の時までの期間に静岡県の一般業務委託及び物品購入等業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
 - (4) 契約後、静岡文化芸術大学（静岡県浜松市）で行う業務遂行のために行う打合せ等に参加できる者であること。
 - (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 受託候補者を決定するための評価項目
 - (1) 制作業務内容理解
 - (2) 業務遂行能力
 - (3) 企画提案内容
 - (4) 適正価格・履行実績

6 契約

業務委託契約は、受託候補者（提出された企画提案書が最も優れているもの）と契約限度額の範囲内で契約する。

7 提案競技の手續等

(1) 担当部局

静岡文化芸術大学 事務局 企画室
〒430-8533 浜松市中区中央2-1-1
TEL：053-457-6113 FAX：053-457-6123

(2) 参加申込書の提出期限、方法及び提出場所

令和4年8月26日（金）午後5時まで
持参又は郵便により提出すること。提出場所は(1)に同じ。

(3) 提案書の提出期限、方法及び提出場所

令和4年9月14日（水）午後5時まで
定められた部数を持参又は郵便により提出すること。提出場所は(1)に同じ。

8 その他

(1) この公告に掲げる業務は、令和4年度公立大学法人静岡文化芸術大学補正予算の成立を条件とする。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(4) 問い合わせ先

静岡文化芸術大学 事務局 企画室 朝日、松本
〒430-8533 浜松市中区中央2-1-1
TEL：053-457-6113 FAX：053-457-6123 E-mail：kikaku@suac.ac.jp

(5) 詳細は令和4年度静岡文化芸術大学公式映像制作業務委託プロポーザル実施要領による。